

# 番号制度対応のための条例／規則

～よくある誤解と地プラの活用～

弁護士 水町 雅子

## ◆ 水町 雅子（みずまちなまさこ）

弁護士（五番町法律事務所）・アプリケーションエンジニア

HP→<http://www.miyauchi-law.com> メール→[osg@miyauchi-law.com](mailto:osg@miyauchi-law.com)

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 現、みずほ情報総研入社
  - ・ システム設計・開発・運用、コンサルティング等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(法科大学院)修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
  - ・ 社会保障・税番号制度立案(特に番号法(マイナンバー法)立法作業、特定個人情報保護評価立案)に従事
- ◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員
  - ・ 社会保障・税番号制度における個人情報保護業務に従事
- ◆ 五番町法律事務所共同設立、現在に至る

1. 必要となる条例改正
  - 条例改正総論
  - 独自事務条例
2. 庁内連携条例の課題
3. 庁内連携条例の精査に向けて
4. 今後に向けて

必要となる条例改正

## 条例改正総論

どのような条例改正が必要か

## 1 保護

- 1-1 特定個人情報(1-2以外)
- 1-2 情報提供等記録

## 2 利活用

- 2-1 独自事務
- 2-2 庁内連携
- 2-3 団体内他機関連携
- 2-4 カード独自利用

## 3 その他

1. 保護 → 個人情報保護条例改正へ対応済の団体がほとんど
  - どの団体に対しても、番号法によって条例改正義務が課せられる
  - 課題) 複雑な番号法、個人情報保護条例の解釈、運用
2. 利活用 → 今回のテーマはこちら
  - 庁内連携をしない団体はほとんどないので、実質的にどの団体も庁内連携条例を制定要
  - 独自事務、団体内他機関連携、カード独自利用は必要があれば
3. その他 → ほぼ対応不要か
  - 住基条例改正、個人情報保護審議会／審査会所掌事務

### 庁内連携

- 法の範囲内の自治体内での個人情報やりとり
- 複数事務間で個人情報をやり取りしている場合
- 全団体に確認必須
- 別表第二包括方式では漏れがある可能性が高く、個別列挙の必要が高い
- 9条2項条例

### 独自事務

- 法の範囲外での個人番号の利用
- 別表第1事務との兼ね合いで、独自事務の検討必要
- 別表第1事務と同類の事務であるにもかかわらず、マイナンバーが利用できないと事務処理・住民が混乱する恐れ
- 9条2項条例

独自事務  
他団体提供

### 団体内他機関連携

- 法の範囲外での自治体内他機関との特定個人情報のやりとり
- 19条の他の号に該当しない場合は、条例で個々に定める
- 新19条10号条例

カード独自利用

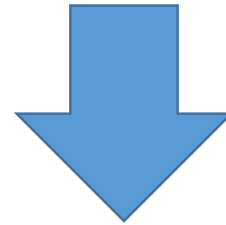
- 18条条例

# 独自事務条例



## ◆ 利用範囲の限定

- ◆ 番号法では、マイナンバーを利用できる範囲が限定 = 原則、番号法別表第1
- ◆ 地方公共団体のみ、条例を定めることで、これを広げられる
  - ◆ もっとも、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務に限る



## ◆ 独自事務

- ◆ 例) 乳幼児医療費助成
- ◆ 別表第1事務との兼ね合いで、地方公共団体の独自事務でもマイナンバーを利用するためには、条例が必要
- ◆ 条例なしに利用すると違法の恐れ

## ◆ 条例の規定方法

- ◆ 事務を個別に列挙することが必要

## ◆ 多くの自治体で対応済と考えられる

## 庁内連携条例の課題

## ◆ 多くの自治体では、庁内連携条例を整備するも、課題がある

- 別表第二包括方式のみの条例も多い
- 別表第二包括方式＋独自事務分の連携のみの条例も多い

## ◆ 包括方式とは

- 事務、情報を個別列挙せずに、「別表第二に相当する庁内の連携をします」という条文
- 番号市の執行機関は、当該執行機関が番号法別表第一の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された番号法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

## ◆ 包括方式でない規定とは

- 事務、情報を個別列挙して、「こういう庁内の連携をします」という条文
- 次の表の第一欄に掲げる番号市の執行機関は、同表の第三欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第二欄に掲げる特定個人情報を、同表の第四欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

執行機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
番号市長	地方税関係情報(番号法別表第二に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で合って番号法主務省令で定めるもの	◎◎条例による〇〇給付の支給に関する事務で合って規則で定めるもの

## ◆ 包括方式が示しているのは、

- ◆ 「別表第二に相当する団体内でのやりとりはOKですよ」ということにすぎない
- ◆ つまり、「別表第二に相当しないやりとり」は、包括方式では認められない！

**別表第二に規定されていないものは、包括方式の範囲外。  
包括方式では漏れがある可能性。**

## ◆ しかし、別表第二に規定されていないけれども、現行事務上必要なやりとりがある！

- 例) 後期高齢者の被保険者資格の確認の際に、生活保護受給者か確認すること

後期高齢者医療制度では「生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者」は、適用除外。

そのため、適用除外者の漏れが無いよう、市後期高齢者担当が、市生活保護担当に、事前に該当者がいないか照会。

→ 庁内連携条例が必要だが、別表第二に規定されていないと考えられ、  
包括方式では足りない可能性

- このほかにも、さまざまな事務で、別表第二に規定されていないやりとりがある可能性  
がある。なぜなら、別表第二は外との必要なやりとりが規定されているものだから
- ◆ 独自事務(乳幼児医療費助成、外国人生保など)のための庁内連携だけではなく、  
別表第一事務(地方税事務、生活保護事務、後期高齢者医療保険事務など)のため  
の庁内連携も、個別列挙が必要な可能性が高い

- ◆ やりとりする情報の中に個人番号が含まれていなければ、OKではない
  - ◆ やりとりする情報の中に宛名番号等のみを含み、**個人番号自体は含まなくても**、個人情報提供元事務と提供先事務双方が個人番号を利用する事務であれば、**庁内連携に該当する**
  - ◆ 個人情報の提供元事務と提供先事務が、個人番号を直接保有していなくても、庁内連携に該当する。事務システム内で個人番号を直接保有していなくても、宛名システム等から個人番号にアクセスできるはずであり、個人番号を利用する事務同士で宛名番号を使っても、結局宛名番号から個人番号に戻すことができるためである
- ◆ システムでやりとりしなければ、OKではない
  - ◆ 紙でやり取りする場合であっても、**庁内連携に該当する**
  - ◆ システムのバッチ処理であっても、媒体(MD,DVD,CDなど)でやり取りする場合であっても、電子ファイルでやり取りする場合であっても、システムの内部連携でやり取りする場合であっても、**庁内連携に該当する**
  - ◆ システムかどうか、処理方法の違いなどによって、**庁内連携該当性は左右されない**

## ◆ 庁内連携とは何か

- ◆ 多くの自治体では、これまで本人の同意を取って個人情報の**目的外利用**として扱ってきたもの

- 例) 地方税情報(所得額情報等)を、地方税事務のほか、生活保護事務、国民年金事務、公営住宅事務などで利用する
- 例) 介護保険情報を、後期高齢者医療保険事務で利用する

- ◆ **番号法では、目的外利用が厳しく限定**されていて、以下の場合のみ可能

- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 金融機関等が激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるとき

**本人の同意を取れば、目的外利用できるものではない**

目的内利用でなければだめ。  
そのために**庁内連携条例**を制定し、  
**利用目的を事前に特定して、目的内利用とする。**



- ◆ 条例なしに別表第1の箱を超えて個人情報のやり取りをすると、違法の恐れ
- ◆ **番号法別表第二に規定があるのに、なぜ条例が必要か**
  - ◆ 番号法別表第二は、番号法19条
  - ◆ 番号法19条は、個人番号の「提供」に関する規定
  - ◆ 地方公共団体内の同一機関での情報のやりとりは、「提供」に該当せず「利用」に該当
  - ◆ **地方公共団体内の同一機関での情報のやりとりに、番号法19条・別表第二は適用にならない。**
  - ◆ 適用になるのは、他機関連携、他団体連携など、機関・団体を超えるやりとり。
- ◆ **番号法別表第一に規定があるのに、なぜ条例が必要か**
  - ◆ 番号法別表第一・9条は、個人番号の「利用」に関する規定
  - ◆ 地方公共団体内の同一機関での情報のやりとりにも適用になる
  - ◆ しかし、別表第一の箱を超えることは想定していない
  - ◆ **別表第一の箱を超えて個人情報(≠特定個人情報)のやり取り**をしている場合は、**庁内連携に該当し、条例が必要**
  - ◆ 特定個人情報保護評価書上の「移転」に該当

## ◆ 庁内連携条例のまとめ

- ◆ 個人番号を利用する複数の事務で、個人情報のやりとりを行う場合で、それが同一団体内の同一機関内の場合は、庁内連携に該当する。

やり取りする個人情報の中にマイナンバーが含まれていなくても、**マイナンバー**を利用する事務同士の個人情報のやりとりであれば、庁内連携に原則として該当する

- ◆ 条例化を回避する方法はない
  - ◆ 宛名番号を使っても条例が必要
  - ◆ 紙でやりとりしても条例が必要
- ◆ 別表第二包括方式では漏れがある可能性が高い
  - ◆ 別表第二包括方式＋独自事務分の連携のみの条例でも漏れがある可能性が高い
  - ◆ つまり、別表第一事務を遂行するために必要な個人情報のやりとりは、別表第二包括方式の庁内連携条例では網羅できない可能性がある
- ◆ 庁内連携を制定済の団体も、再度確認してみよう



# 庁内連携の種類

	連携事務	連携事務	すべきこと
1	別表第一事務 (例、公営住宅)	別表第一事務 (例、地方税)	番号法第19条第7号・別表第二(提供)にある連携を同一 機関内でやりたい  ⇒条例で <b>包括</b> 的に規定できる
2	別表第一事務 (例、公営住宅)	別表第一事務 (例、災害)	番号法第19条第7号・別表第二(提供)にない連携を同一 機関内でやりたい  ⇒ <b>個別</b> に洗い出して条例に規定する
3	別表第一事務 (例、公営住宅)	独自事務 (例、乳幼児医療費)	別表第二にはもともと規定なし  ⇒ <b>個別</b> に洗い出して条例に規定する
4	独自事務 (例、乳幼児医療費)	独自事務 (例、難病)	別表第二にはもともと規定なし  ⇒ <b>個別</b> に洗い出して条例に規定する
5	住基事務	別表第一事務 (例、公営住宅)	別表第二にないものは  ⇒ <b>個別</b> に洗い出して条例に規定した方がよい
6	住基事務	独自事務 (例、乳幼児医療費)	別表第二にはもともと規定なし  ⇒ <b>個別</b> に洗い出して条例に規定した方がよい



## ◆ 条例の条文上の問題



「施行令完全対応 自治体職員のための番号法解説【実務編】」306ページ以降

- ◆ 庁内連携はあくまで「提供」ではなく「利用」
- ◆ 利用目的を条例で列挙すること → 目的内利用
- ◆ 内閣官房案は、番号法19条(提供制限)をベースにしているが、9条(利用範囲)をベースにしなければならない。
- ◆ 3欄形式だと、一つの情報に対して複数の利用目的があること、特定個人情報がやりとりされることがわかりづらい。4欄形式が妥当。

### <内閣官房案(3欄形式)>

機関	事務	特定個人情報
市長	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

### <水町案(4欄形式)>

執行機関	特定個人情報	保有事務	利用事務
市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〇〇条例による〇〇給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの

庁内連携条例の精査に向けて

## ◆ 個別照会をかける

対象 : 原課、システム所管課、ベンダー

1. マイナンバーに関する事務(別表第一事務、独自事務)を対象に照会
2. 団体内の他の事務との間で個人情報のやり取りをしている場合は、他の事務名、個人情報の概要を照会
3. それに相当するやりとりが別表第二に規定されているか確認

12月議会、3月議会以降  
も確認していくべき

## ◆ 地域情報プラットフォーム(地プラ)活用

- 一から白地で照会をかけるのには限界も考えられる
- そこで、地プラの活用ができる
- 関係各課に白地で照会をかけるのではなく、地プラで洗い出したものの訂正依頼を照会すれば、各課の協力も得られやすいのではないか

## ◆ 地プラで何がわかるか

- 地プラは、自治体システムの標準仕様を定めたもの
- 「ICTシステム」「地プラ」というと、身構える自治体職員も
- しかし、シンプルに説明すると
  - システムは、業務処理を便利にしたりミスを防ぐための道具
  - つまり、業務処理に沿って、システムは構築される
  - 自治体が処理する業務は、法律・条例に基づくもの
  - 自治体によって多少の差異はあるが、自治体が処理する業務の基本は同じ
  - その、「他の自治体とも同じである自治体業務の標準」に沿って、地プラは記述される
  - 標準的な自治体業務で必要となる個人情報も、地プラからわかる！
- 特に、地プラは、他のベンダーのシステムとも情報をやりとりできるようにしたもの
  - ベンダーロックインを防ぎ、今のベンダーから新しいベンダーに乗り換えるときなどに、業務に必要なやりとりができるようにしたもの
- したがって、**地プラから、標準的な庁内連携がわかる**といえる
- 庁内連携条例の制定に当たっては、原課・システム担当課・ベンダーなどに個別照会が必要だが、その元情報となるものが、すでに地プラに記述されている

## ◆ ただ、地プラにも限界が

- 地プラはあくまで標準モデル
- 団体によっては、実務上、これと異なる運用をしている場合も
  - 中間サーバーとのやりとりも、地プラ資料のDFDではわからない
- 地プラの資料のみを基に、庁内連携条例を制定すべきではない

## ◆ 他団体の条例を参考にすることにも限界が

- 他団体の庁内連携条例は、参考になる
- しかし、多数派に従えば、間違いがないというものでもない
- さらに、自団体と他団体とで、実務が異なっている可能性がある
  - 必要となる個人情報のやりとりが異なっている可能性がある
- そうすると、他団体にとっては正しい庁内連携条例でも、自団体にとっては正しくない庁内連携条例になってしまう

あくまで地プラの資料や他団体の条例は基礎としつつ、  
自団体の関係各課に確認をしてもらう必要がある

## ◆ 先行事例

- ◆ いくつかの市町村と、地プラを活用した庁内連携条例の精査を開始
- ◆ 公表できるタイミングになれば、公表していきたい  
ITをめぐる法律問題について考えるブログ → <http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/>

## ◆ 地域情報プラットフォーム(地プラ) DFD活用

- DFD階層1で情報の流れがある箱を確認
  - 四角い箱を、団体外、団体内に分ける
  - 団体外は提供、団体内は移転(庁内連携)
  - 余裕があれば、入手も確認(特定個人情報保護評価の確認に役立つ)
- DFD階層2で情報の詳細を確認
  - 何情報をやりとりしているか確認
  - 階層2以下では、自機能(6個人住民税であれば6. X)はとりあえず無視
- 団体内について、マイナンバーと関係する事務との入手・提供をマーク
- 19条7号・別表第二に相当する項があるかチェック
- 反対に、別表第二の当該事務ごとの整理表を作り、そちらからも確認するとよい

今後に向けて



## ◆ 特定個人情報保護評価への地プラの活用

- ◆ 特定個人情報保護評価は、対象がシステムではなく、業務
- ◆ もっともシステムと業務とは密接に連携
- ◆ そこで、評価書には、システムの機能、セキュリティ対策、特定個人情報の提供・移転などを記載することになっている
- ◆ 特定個人情報保護評価へも地プラ資料を活用できる

## ◆ 番号制度のさらなる展開への地プラの活用

- 法改正が予定されている
- マイナポータルの活用なども
- 番号制度に慌てて対応するだけではなく、しっかり番号制度を使いこなすために、自治体業務と番号制度の関係を、より精査していくことが必要
- 地プラ資料の活用も期待される

ぜひやってみたいという自治体・ベンダーは、  
ご連絡ください

## ◆ 番号制度を自治体自らが使いこなす

- 番号制度は細かく技術的で情報量が多くてわかりづらいという印象もあるかも
- しかし、ベースはシンプル。使いこなすことで、自治体業務が便利になり、住民も便利になる、win-win関係へ。
- 運用段階では、複雑な番号法・個人情報保護条例・利活用条例を理解し、法律・条例に基づく運用が必要になる。法律・条例の理解は欠かせない。

## ◆ ICTシステムを自治体自らが使いこなす

- システムは特別なものでわからないという印象もあるかも
- しかし、システムは、業務処理を便利にしたりミスを防ぐための道具
- プライバシー保護にもシステムが役立つ
- システムは、業務のための道具であり、業務内容の理解がなければ、適切なシステムは絶対に構築できない。
- ベンダーに丸投げしない
- ユーザとしてのシステム理解、発注管理、開発管理などが不可欠

## ◆ 自治体業務のプロ、ICTシステムのプロ、法律のプロの協働が必要

- その中心が自治体職員である

参考

## ◆プライバシー影響評価(PIA)



**「特定個人情報保護評価のための番号法解説  
～プライバシー影響評価(PIA)のすべて～」**

(第一法規、2015年11月)

プライバシー影響評価とは何か、求められる手続、記載事項の趣旨、何を記載すればよいのか、何を評価すればよいのか、網羅的に解説  
<http://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/101995.html>

## ◆自治体向け



**「施行令完全対応 自治体職員のための番号法解説  
【制度編】【実務編】」**(第一法規、2014年・2013年)

システムにおける注意点、庁内連携条例の解説・例文なども

## ◆法令集



水町雅子協力 **「マイナンバー法令集」**  
(中央経済社、2016年2月)

必要な関連法令を収録。条文解説・重要箇所マーカー付き。

## ◆ 事業者向け

担当者の不安解消！  
マイナンバーの  
実務入門



### 「担当者の不安解消！マイナンバーの実務入門」(労務行政)

従業者・扶養家族・外部者のマイナンバーを取得する際に気を付けるべきポイント、  
利用・提供・管理の際に気を付けるべきポイント、取扱規程のサンプルなど、  
事業者向けに、マイナンバーのポイントを簡単に解説

## ◆ 制度解説



### 「やさしいマイナンバー法入門」(商事法務、2015年4月頃)

27年番号法・個人情報保護法改正に対応！「やさしい番号法入門」の改訂版。  
どのような場面でマイナンバーを取り扱うか、どのような取扱い規制を遵守する必要があるか、  
今後のスケジュールなどを、条文解説に踏み込まずに簡単に解説



### 「Q&A番号法」(有斐閣、2014年)

個人が感じる疑問から担当者の悩みまで要点をコンパクトに網羅解説

## ◆ 簡単解説



### 「あなたのマイナンバーへの疑問に答えます」

(中央経済社、2015年9月)  
個人が感じる疑問を1問1答で解説



角川アスキー総合研究所著・水町雅子監修(KADOKAWA、2016年2月)

### 「マンガでわかるマイナンバー 誰もが知っておくべき13のポイント」

基礎をマンガで簡単に